

くらしの安心情報

情報ファイル NO.257

令和5年12月11日

電話で海産物の購入を強引に勧誘された。断ろうと電話したが了解してくれない。商品が届いた場合の対処法は...？

相談内容

【相談者 80代 女性】

一昨日、県外の業者から「海外に送れなくなった海産物を安く販売(1万5千円)している」と電話で勧誘され、高齢で記憶力が低下している夫が承諾してしまった。昨夜、解約しようと電話し断ったが、「夫を出せ」、「キャンセル料は2万円」としつこく、了解してくれなかった。商品は代引き配達とのことだが、送付された場合の対処法は...

対処方法

海産物を「以前購入された方に電話をしています」、「日本の海産物が海外で売れない状況にあります。助けてください」、「北海道の支援のために海産物を買ってください」など、消費者の親切心や同情心につけ込む強引な電話勧誘の相談が多く寄せられています。

- ・相談者には、万が一が代引き配達で届いた場合には、送り状に記載されている送り主の名称や所在地をメモするなど事業者の情報を控えた上で、受取拒否し、代金を支払わないよう助言しました。
- ・海産物を購入するよう迫られても、勧誘が強引、話の内容に覚えがない、必要以上に情に訴えてくる等、少しでも不審な点があれば、きっぱりと断りましょう。
- ・常時留守番電話にするなど、知らない番号の電話には出ないようにしましょう。
- ・海産物に限らず、電話勧誘で契約した場合、契約書面を受取ってから8日間以内であれば、無条件で契約解除(クーリング・オフ)できます。
- ・不安に思ったり、万が一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

富山本所 (県東部にお住まいの方) TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 (県西部にお住まいの方) TEL: 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」(お近くの相談窓口につながります。)